

2026年1月15日
トヨタモビリティ東京株式会社

業務改善命令に基づく特別調査委員会調査結果のご報告

トヨタモビリティ東京株式会社（本社：東京都港区・社長 佐藤 康彦）は、2025年1月24日に関東財務局より受領した業務改善命令につきまして、保険金不正請求疑義事案を含む不適切事案についての全容把握のため、当社と利害関係を有さない外部弁護士からなる特別調査委員会による調査を実施し、その調査結果を受領いたしましたので、ご報告いたします。

当調査結果につきましては「調査報告書（概要版）」をご覧ください。なお、当該調査報告書は、特別調査委員会から当社に提出があった調査報告書に基づき、特別調査委員会において個人情報及び機密情報保護等を考慮して、公表用に取りまとめられた、調査結果の要旨となります。何卒ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

<調査委員会概要>

構成	委員長 弁護士法人大江橋法律事務所・東京事務所 嶋寺 基 弁護士 委員 同 大和 樹 弁護士 委員 同 菅野 みづき 弁護士 委員 同 平田 省郎 弁護士 補助者 同 弁護士4名
調査実施期間	2025年5月から2025年12月
調査範囲	
(1) 調査対象者	当社全社員、全場内外注業者及び場外外注業者
(2) 調査対象期間	2025年5月末以前
調査手続	・現地（ボデーペイントセンター）視察 ・関係資料の精査 ・当社社員、場内外注者、場外外注者を対象とするヒアリング調査及びアンケート調査 ・当社社員向けホットライン（情報提供窓口）の設置・運営

今回の調査結果を踏まえ、真因分析を行った上で、引き続き業務改善に取り組んでまいります。また、ご自身のお車に関して、ご心配なお客様におかれましては、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

- ・調査報告書（概要版）
- ・関東財務局による業務改善命令の受領について

以上

<当件に関するお問い合わせ先>

■お客様

お客様相談テレפון 0120-127-126 (9:00~17:00、火曜休業)

■報道機関

総務部総務企画室広報グループ 03-5439-2430 (9:00~17:45、火曜・日曜休業)